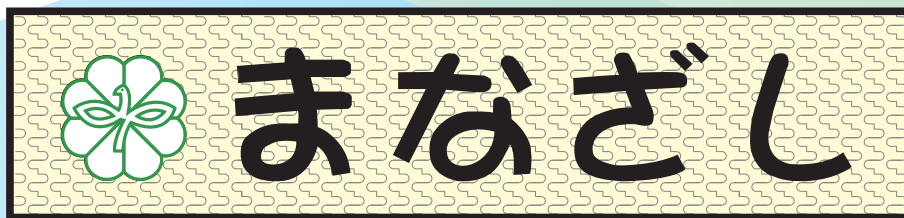


民生委員・児童委員の広報紙「まなざし」の組回覧を始めました。



秦野市社会福祉協
議会のHPから閲覧
できます



秦野市民生委員児童委員会協議会

【発行人】熊澤道子

【編集】広報部

【連絡先】〒257-0054

秦野市緑町16番3号

TEL 0463(84)7711

子どもを虐待から守りましょう!

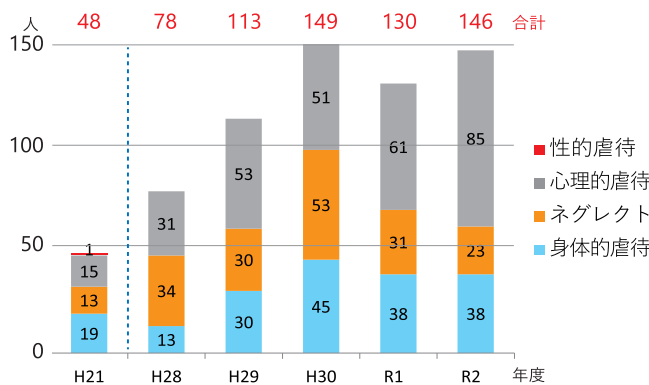
虐待の実態

秦野市によると、令和2年度に市こども家庭支援課が受けた新規相談人数は467人で、そのうち児童虐待に関する相談は146人に上り、全体の約32%を占めています。

相談内容については、心理的虐待が85人と最も多く、次に身体的虐待が38人、育児や養育放棄といったネグレクトが23人という状況になっています。特に、心理的虐待には、子どもを強い口調で叱るといったことの他、子どもの前で夫婦げんかをするなども対象となることから、近年増加傾向となっています。

また、対象となる子どもの年齢は、0歳から6歳までが75人、小学生52人、中学生16人、高校生3人となっています。親に抵抗したりその場から逃げることができない、乳児や未就学児がほぼ半数を占めています。

児童虐待相談内容別人数



なぜ虐待を起こしてしまうのか

虐待の背景には、次のような要因があげられます。

- ・ 仕事と育児の両立が負担となっている
- ・ 経済的に困窮している
- ・ 子どもの数が多く面倒が見きれない
- ・ 祖父母との同居家庭が少なくなったことや近隣住民との付き合いが減る
- ・ 育児中の保護者が孤立しやすい環境にある

更に、保護者自身が子どものところに虐待を受けるといった虐待の連鎖や若年での出産、精神的な不調、相談窓口等に関する認識不足、コロナ禍での外出自粛など多岐にわたります。

悩んだり困ったらすぐ電話しましょう!

子育てに悩みはつきものです。日々の生活の中で、何らかの不安を抱いたり困ったと感じたときは、早急に市のこども家庭支援課や平塚児童相談所へ相談するよう心掛けてください。また、地域のみなさんも、一体となって子育て中の保護者を見守ってください。このことが虐待の未然防止につながることであります。

併せて、厚生労働省から示されている「子育てはいろいろな人の力と共に行う」という視点に立った子育てのポイントを紹介します。

- ① 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市が提供する子育て支援サービスを活用しましょう。
- ② 子育ての大変さを自分で抱え込まず、家族や友人、児童相談所や市の相談窓口などへ相談しましょう。
- ③ 子育て中の保護者に接するみなさんと、保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。

- ④ 保護者だけで抱え込まないように、みなさんと声かけや支援を行い、関係機関とも連携して社会全体での子育て家庭を応援しましょう。

【秦野市こども家庭支援課】

電話 0463-82-5273 (受付: 平日9:00~17:00)

【神奈川県平塚児童相談所】

電話 0463-73-6888 (受付: 平日8:30~17:15)

オレンジリボン運動と「189」について

オレンジリボン運動

2004年9月、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待死する事件がありました。翌年子どもの虐待防止をめざす「カンガルーOYAMA」がオレンジキャンペーンを始め「里親子支援のアン基金プロジェクト」が協力し育まれてきた活動です。

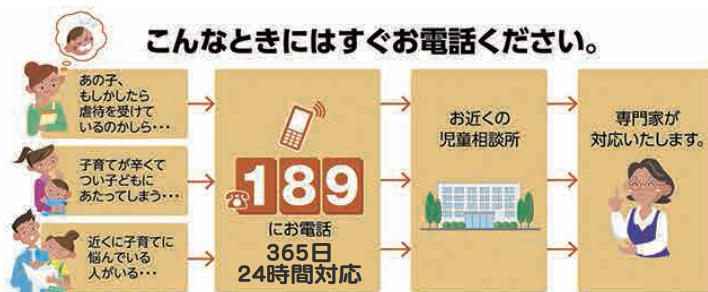
2006年から「児童虐待防止全国ネットワーク」が総合窓口になり全国的な活動となったものです。

「189」



「189」(いちばやく)は児童相談所虐待対応ダイヤルです。通報は匿名でもよく、近くの児童相談所につながります。

こんなときにはすぐお電話ください。



児童虐待、児童問題 でインタビューをしました

インタビュー先は、下記2ヶ所です。

1. 秦野市こども家庭支援課 2. 神奈川県平塚児童相談所



Q1 児童虐待相談での児童とは、何歳ですか？
小学生以下ですか？

A 0歳～18歳未満です。

Q2 市こども家庭課で虐待通報を受けた場合、「平塚児童相談所」にすぐにつなげますか？

A まず子どもの安全確認を行い、生命、身体に危険性があると判断した場合は速やかに児童相談所へつなげます。随時、当課から児童相談所へ相談するなど、連携して対応しています。

Q3 登校あいさつや下校見守りなどで、問題（虐待やいじめ等）がありそうな子どもを見つけるポイントはどういうところですか？

A 以前と違って表情が乏しい、大人の顔を窺うようになった、感情のコントロールができなくなった、食事をとっていないようだ、清潔を保てていない、不自然なあざを作ってくるなど、下校時に家に帰りがらないなどです。

Q4 子どもを虐待している親の特徴（外見、行動、日常生活）はありますか？

A 特徴は一目でわかるものではありません。兆候としては、家からよく怒鳴り声が聞こえる、家の中が乱雑である、子どもだけで家にいることが多い、などがあげられます。いずれも何かの困り感を強く持っている家庭であると思います。

Q5 虐待はどういうことで始まるのでしょうか？

A ケースバイケースなので一概には言えませんが、ライフステージが大きく変わった時などは、ストレスをためないように注意が必要であると考えます。

Q6 3世代同居の場合は、児童虐待が少ないように思いますが…？

A 市では統計を出してはいるわけではありませんが、育児支援者が身近にいるという点では、そのリスクを減らすことにつながっていると思われます。子育て家庭の孤立を防ぐことが児童虐待の予防につながるのではないかと考えられます。3世代同居でなくても身近に子育ての相談ができる人がいることは、子育て中の方にとって大きな支えになります。

Q7 児童相談所で一時保護となる場合の判断基準を教えてください。

A 厚生労働省が示している基準に基づいて判断しています。虐待のリスクがどのあたりに照らし合わせています。頭のケガ、本人が保護を求めているなど、生命へのリスクが高い時は一時保護する場合があります。

Q8 市民に伝えたいことは？

A 誰でも、子育てにおいてうまくいかないことや落ち込むことがあり、怒りが子どもに向かってしまうことがあります。そのようなときは身近な育児支援者に相談したり、各種相談窓口で電話したりしてみたいと思います。話をすることで気持ちがすっきりすることもあります。また、市の「楽しい子育て講座」等に参加し、より良い親子のコミュニケーションの話を聞いたり、仲間を増やしたりしてほしいと思います。一緒に考えていくことができれば・・・

虐待についての勉強会を開催 (広報部)

前神奈川県発達障害者支援センター相談員で現在渋谷地区民生児童委員：吉澤宏次氏に、「子どもの権利擁護の変遷と虐待防止」について講演していただき、事例検討をして、虐待について以下のように学んだ。(2021/6/17)



吉澤 宏次 氏

全国の児童虐待相談対応件数は、平成2年度では1,101件が、現在は、20万件をこえている。年間50人の子どもたちが、虐待により命を落としている。

◆ 児童虐待を防止するには？

①子育ての悩みの解消 ②早期発見 ③関係機関との連携 ④オレンジリボン運動などの啓発活動がある。

◆ 民生児童委員としてできることは？

- 基本的には、その家庭との関係を保ち、刺激をしないでそっと見守り、親御さんのよいところを認め、悩んでいたら相談にのること。
- 無理をしないで、警察や、児童相談所につなげていくことが大切だということ。

私は以前保育所で働いていて、数件の虐待に対応したことがあった。園児を児童相談所の職員に引き渡す時に、「僕、先生の子だったら良かったのになあ」と言った子どもがいた。本当は母親が一番好きなはずなのに。

K.Takahashi



知っておきたい！「成年後見制度」

成年後見制度とは、成年後見人（以下後見人）が被後見人の身上保護と財産管理を行う、民法で定められた制度です。

下図のように、「成年後見」には「法定後見」と「任意後見」があり、「成年後見」には判断能力の違いにより「後見」「保佐」「補助」があります。

後見人になる人は、親族や社会福祉士、弁護士、司法書士、法人、市民後見人などが多いです。

後見人は被後見人の身上保護や財産管理はもちろんのこと、家庭裁判所に後見事務の報告をするなどの事務があります。

成年後見制度の利用数は、令和2年12月末現在約23万2千人で、年間の申立て数は約3万5千件です。利用内訳は「後見」78%、「保佐」16%、「補助」3%、「任意後見」3%です。

被後見人は、判断能力が不十分な人で、認知症、知的障がい・発達障がい、または統合失調症等があります。要介護度が高い方でも判断能力に問題が無い人は成年後見制度を利用することはできません。

認知症の高齢者が介護施設を利用する場合、本人に契約能力が無くても、親族などで保証人がいれば

施設との契約が出来ますが、保証人になってくれる人がいないと契約ができません。

このような時に、本人に代わって契約をしてくれる後見人が必要となります。

保証人になって面倒をみってくれる親族等がいる場合、相続などの特別な理由が無ければ、一般的に後見人制度を利用する必要性は少ないです。

身近に親族がいない高齢者の場合、自分の生活を守る方法として、判断能力が衰える前に、「任意後見」の契約や、認知症を自覚し始めた時点で「保佐」や「補助」を利用する事ができます。

高齢者世帯の増加とともに、認知症600万人の時代です。成年後見制度は自分の生活を守る有効な方法であり、この制度について理解を深めておくことは必要だと思われま

J.Eguchi

【参考】

後見に係る費用は、被後見人が後見人に支払います。被後見人の財産を基に家裁が報酬の上限を決めますが、1千万円以下の財産の場合約2万円/月です。後見に係る交通費などは、別途被後見人に請求できます。

判断能力が衰えた後

成年後見

判断能力が衰える前

法定後見

本人・配偶者・4親等以内の親族または市区町村長が、家裁に後見の申立てをする

任意後見

本人が選任した後見受任者と公正証書で契約
本人・配偶者・4親等以内の親族または後見受任者が家裁に任意後見監督人の選任を申立て、後見が開始する

後見

判断能力を欠く常況

保佐

判断能力が著しく不十分

補助

判断能力が不十分



活動だより 小学校通学路の樹木剪定（南が丘地区民児協）

秦野市立南が丘小学校は、秦野市の南側に位置し、文字通り丘の上にあります。通学路には桜の木を主とした樹木が茂っており、緑豊かな地域です。

2020年4月と8月末に行われる予定だった朝の「あいさつ運動」は、「新型コロナウイルスの感染拡大防止」で、それぞれ中止となってしまいました。

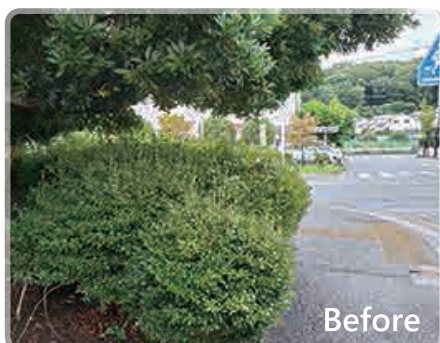
しかし、朝の通学時間では、地域のボランティアや民児委員、民児委員OBの有志により通学路の交差点や小学校付近での見守りは続けられていました。

そのような中、一部の民児委員から『樹木が茂り過ぎ、小学生の歩行の妨げとなっている』との指摘が

あり、9月の民児協の定例会で話題にあがり”樹木剪定を要請しよう”となりました。後日、地区民児協会長・副会長と主任児童委員が市役所公園課へ改善要望を出しました。

その結果、10月に担当課の職員が通学の妨げになっている樹木を剪定し見通しがよくなりました。小学生の登下校の安全が確保されたことは、11月の定例会で報告がありました。

南が丘民児協としての提案が、住民環境の安全確保につながりました。



地域みなさんへ

ご存じですか？「民生委員・児童委員」

少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障害のある方、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。

そこで、地域の身近な相談相手として、みなさんの生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスの「つなぎ役」として活動をしている「民生委員・児童委員」についてぜひ知っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。



われらの仲間（第3回）

～ 夫婦で社交ダンス ～ 田村 正一さん（堀川地区民児協）

田村さんは4期目ですが、3期目からは堀川地区の会長を務めておられます。田村さんの趣味は、奥様と一緒にやっている社交ダンスです。以下は寄稿文です。

二十数年前に、先に始めていた家内に誘われて、ダンスサークルに入会しました。約6年週2回のサークルに通い、熱心な先生に恵まれ、持ち前の研究熱心さから、本やDVDでも勉強をして、人並みに踊れるようになりました。

2004年から2年間、仕事のために夫婦で台北に住んでいました。台湾の社交ダンスは、国際標準のものもありますが、台湾式の社交ダンスが主流です。日本と比べると非常にカジュアルであり、若い人もダンスホールに来てスニーカーで踊っていました。（日本では靴とか衣装に決まりがあり、中年以上の人が中心です）

2007年から、プロのダンススタジオで、個人レッスンとグルプレッスンを受けるようになりました。ここで自己流の踊り方を直され、だいぶ上達しました。今でも個人レッスンに通っています。

2010年に昔からの仲間と一緒にサークルを立ち上げ、指導的な立場で社交ダンスを教えるようになりました。

2019年にはこのサークルの10周年を記念して、手作りのダンスパーティを開催して、ダンス仲間や

ご家族をお招きし、演技発表をしました。写真はその時に「瀬戸の花嫁」の曲で夫婦で踊ったときのものです。

社交ダンスは男女がペアで、曲を聴き、頭で考え、体を動かして踊るので、認知症の予防に最適だそうです。また、姿勢もよくなり、足腰も鍛えられ健康維持にも効果があります。身体が続く限り続けていきたいと思っています。



ダンスを披露する
田村さんご夫妻

編集後記

東京五輪・パラリンピック大会組織委員会の前会長の発言が、波紋を呼びました。

オリンピック憲章では、「・・・いかなる差別も伴うことなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解しあうオリンピック精神・・・」と記されておりますが・・・。

「女性理事を4割というのは文科省がうるさく言うんでね。だけど女性がたくさん入っている理事会は時間がかかります・・・。」

「女性っていうのは優れているところですが競争意識が強い。誰か1人が手を挙げると、自分も言わなきゃいけないと思うのでしょうか・・・。」等々。

こうした発言は、本人の過去の経験や知識や属性から決めつけてしまう『アンコンシャス・バイアス』という「無意識の偏見」や「無意識の思い込み」だそうです。

改めて会社内でのミーティングを振り返ってみると、血液型で相手の性格を決めつけたり、「〇〇は□□だから」等を口にしていた事を思い出しました。

今、多くの企業は、国連サミットで採択された「SDGs」（2030年までに達成する17の目標）に取り組んでいます。この目標の5番目には「ジェンダー平等を実現しよう」と言ったものもあります。

企業は、LGBT、ジェンダー等についても、その個性を受け入れようとしています。こうした多様性を活かし、受容することで、更なるイノベーションに繋げようとしています。

民生委員・児童委員として考えると、対象とする皆様は、様々な方がいらっしゃいます。自らの経験や知識からの決め込みでなく、幅広い対応が求められているのですね。

※「SDGs」については、秦野市が作成した「第4期秦野市地域福祉計画」の中でも、その理念に対応している。「包括的な支援体制の構築」と「みんなで支えあう地域づくり」の2つの基本目標に則り、合計10の施策の方向性が主なSDGs目標と合致している。